

令和3年10月7日

こども未来部保育課

江東区保育費用徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

保育料を免除とする児童の要件を加えるため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

保育料を免除する児童として、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童を新たに追加する。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり